

# 八戸保健医療専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、歯科衛生・柔道整復に必要な専門の知識及び技術を習得させ、優しさと安らぎを重んじた、感性あふれる人間性を養い、もって地域社会に暮らす人々の保健と福祉に貢献できる歯科衛生士・柔道整復師を養成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、八戸保健医療専門学校という。

### (位置)

第3条 本校は、八戸市田向二丁目11番15号に置く。

### (自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

## 第2章 組織

### (課程及び学科、定員)

第5条 本校の課程、学科及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	学級	入学定員	総定員
歯科衛生士専門課程	歯科衛生学科	昼	1学級	40名	120名
柔道整復師専門課程	スポーツ柔整学科	昼	1学級	30名	90名

## 第3章 職員組織

### (教職員)

第6条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 学科長
- (4) 専任教員
- (5) 講師
- (6) 事務職員

- (7) その他の職員
  - (8) 学校医（非常勤）
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
  - 3 副校長は、校長の命を受け、校務をつかさどる。
  - 4 学科長は、校長の命を受け、主管事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
  - 5 専任教員及び講師は、生徒を教授し、指導する。
  - 6 事務職員は、校長の指示するところの職務に従事する。
  - 7 学校医は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

#### 第4章 組織、委員会及び会議等

（組織、委員会及び会議）

第7条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の組織、委員会を設置する。

- (1) 学校運営委員会
- (2) 職員会
- (3) 教務会

第8条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 学校運営委員会議
  - (2) 職員会議
  - (3) 教務会議
  - (4) 講師連絡会議
  - (5) 入学試験対策会議
  - (6) 実習施設連絡会議
- 2 校長が、必要と認めるときは、前項の他に委員会、連絡会及び会議を設置することができる。
  - 3 前2項の委員会、連絡会及び会議の運営に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第9条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学年を、次の2学期に分ける

第1学期（前期） 4月1日から9月30日まで

第2学期（後期） 10月1日から3月31日まで

3 授業時間は、次の通りとする。

午前9時00分より 午後17時00分まで

4 必要がある場合には、校長は前項の授業時間を臨時に変更することができる。

（休業日）

第10条 本校の休業日は、次のとおりとする

- (1) 土曜日

- (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (4) 夏季休業 ( 8月 6日～8月31日)
  - (5) 冬季休業 (12月28日～1月 8日)
  - (6) 春季休業 ( 3月 8日～3月31日)
- 2 必要がある場合には、校長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第一項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

### (修業年限)

第11条 修業年限は、3年とする。

### (在学年限)

第12条 学生は、修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

## 第7章 入学

### (入学資格)

第13条 本校に入学できる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められる者とする。

### (入学試験)

第14条 校長は、本校に入学しようとする者に対して入学試験を行う。

- 2 入学試験は一般試験及び推薦試験とする。その選考方法は学力試験及び面接試験とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、校長は、学力試験に代えて書類選考その他の方法によることができる。
- 4 入学試験の期日、場所その他入学試験の実施に関して必要な事項及び合格者は、その都度公示する。

### (入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

### (転入学及び再入学)

第16条 大学または、他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校または厚生労働大臣の指定を受けた養成施設から本校に転入学しようとする者又は、退学後2年以内の再入学をしようとする者は、転・再入学願書、その他校長が定める書類に入学検定料を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は欠員のある場合に限り、選考の上、転入学又は再入学を許可することができる。

- 3 第2項の規定により、再入学を許可された者の、退学以前の在学期間は、所定の在学期間に算入する。
- 4 転入学又は再入学を許可された者は、第15条の規定を準用する。
- 5 転入学又は再入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

## 第8章 教育課程

### (教育課程)

第17条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

### (授業時間の単位数への換算)

第18条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、1単位45時間の授業を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、歯科衛生学科は15時間及びスポーツ柔整学科は16時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実習については、歯科衛生学科は30時間及びスポーツ柔整学科は32時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 臨地実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 授業科目は別に定める教育計画に基づき、年度ごとに学年別に編成する。
  - 3 本校における授業は、講義、実習、臨地実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
  - 4 校長は、必要があると認めるときは、前項の授業を、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

## 第9章 成績の評価及び単位の認定

### (成績の評価)

第19条 履修した授業科目については、試験を行い、成績を評価する。

2 試験の方法は、筆記試験を原則とする。ただし、臨地実習においては、実習の状況を総合的に評価する。

第20条 授業科目の成績は、優・良・可・不可の4種の評語を持って表し、優・良・可を合格とする。

- 2 疾病その他やむを得ない理由により成績の評価を受けることができなかつた者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができる。
- 3 成績の評価が不合格であった者は、所定の手続きを経て、再試験を受けることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、筆記試験を論文考査、口述試験等の方法に代えることができる。
- 5 前各号に規定するもののほか、成績の評価に関し必要な事項は別に定める。

(単位の認定)

第21条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

2 前各号に規定するもののほか、単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(他の学校または養成施設等における授業科目の履修等)

第22条 大学または、他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校または厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において既に履修した科目については免除することができる。ただし、課程修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、選択科目の履修とみなす。また、受講免除願いにより、本校教育課程と照合し審査のうえ決定する。

## 第10章 休学、退学、懲戒、及び除籍

(休学)

第23条 学生は疾病、その他やむを得ない理由によって、休学する場合は、診断書又はその理由を証する書類を添え、保証人と連署の上、休学を願い出て校長の許可を受けなければならない。

2 前項の学生が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して退学を命ずることができる。

- (1) 規定した休学期間内に復学の手続きをしない者。
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者。
- (3) 長期の欠席又は疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (4) 禁固以上の刑に処せられた者。

(懲戒)

第25条 校長は、前条第2項に規定する者のほか、この規則に違反し、又は本校の秩序を乱した者その他学生としての本分に反する行為をした者に対して、懲戒が必要と認められるときには、退学、停学又は訓告に処することができる。

2 前項の退学に処することができる者は、学校教育法施行規則第13条第3項の規定に該当する者に限る。

(除籍)

第26条 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対して除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。

## 第11章 卒業及び資格

(課程修了の要件)

第27条 課程の終了は、第11条に定める年数以上在学し、別表に定める単位を修得し、卒業試験に合格しなければならない。

(卒業)

第28条 前条の規程により課程を終了したと認められる者については、第8条第1項第3号に定める教務会の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は卒業を認定したものに対して、卒業証書を授与する。

## 第12章 入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 本校の入学金及び授業料等は次のとおりとする。

(1) 歯科衛生士専門課程は、次のとおりとする。

入学検定料		15,000	円
入 学 金		200,000	円
授 業 料		600,000	円
実 習 費	第一学年	250,000	円
	第二学年	300,000	円
	第三学年	300,000	円
設備維持費		150,000	円

(2) 柔道整復師専門課程は、次のとおりとする。

入学検定料		15,000	円
入 学 金		300,000	円
授 業 料		1,200,000	円
設備維持費		150,000	円

2 前項以外の諸費用(教科書費、教材費及び白衣代他)は別に定める。

3 授業料等の納付期限は前期分については4月末日とし、後期分については10月末日とする。

4 学期の中途において退学し、休学し、又は復学した者等は、当該学期の授業料を納付しなければならない。

## 第13章 健康管理

(健康診断)

第30条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範と認められる行為のあった者を表彰することができる。

## 第14章 雑則

第32条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 21年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 28年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 29年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 29年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 30年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 30年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。

## 施行細則第1号 試験、評価、進級及び卒業等についての施行細則

(八戸保健医療専門学校)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この施行細則は本校の学則第18条、第19条及び第20条にもとづいて実施される定期試験、卒業試験、実習（実技）試験、追試験、及び再試験の実施要綱、評価方法、進級及び卒業の認定基準等が公正で円滑に実施されることを目的として必要な事項を定める。

(名称及び定義)

第2条 本施行細則による用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 定期試験とは、各学期末に実施される試験を言う。
- (2) 再試験とは前号の(1)の試験で不合格になった者に対して実施される試験を言う。
- (3) 追試験とは正当な理由で前項の(1)の試験を受験できなかった者に対して実施される試験を言う。
- (4) 実習試験及び実技試験とは専門科目において実技により評価する試験を言う。
- (5) 卒業試験とは卒業を認定する為に実施する試験を言う。

### 第2章 試験の実施

(試験日程等)

第3条 教務会は試験開始の一ヶ月前までに試験日程を決定し校長がこれを公示する。

2 試験日程とは次の各号に定める事項を言う。

- (1) 試験日時の決定
- (2) 試験科目の決定
- (3) 試験時間割の決定
- (4) 教員への試験問題の作成依頼及び提出期限の指定
- (5) 試験監督者の決定及び依頼

3 実習（実技）試験の日程については、学科長又は担当教員が定期試験の前後の適当な時期（当該科目の授業時間内を含む）に実施を決定し、公示する。

4 実習（実技）試験における再試験及び追試験については授業時間以外の時間に行われる。

5 スポーツ系学科の定期試験は、原則として授業時間内に行われる。

(試験問題の出題等)

第4条 学科長は授業を担当した教員に試験問題の出題依頼を行う。

2 出題依頼を受けた教員は指定の期日までに学科長に試験問題を作成し提出する。

3 試験問題は教務会で別に定める所定の書式で作成する。

4 出題された試験問題については教務会で次に掲げる事項について審議する。

- (1) 所定の書式に順じていること。
- (2) 試験問題の難易度及び量が適当であること。

- 5 前項（２）の試験問題の難易度は受験生の平均得点60～70%程度を目途とする。
- 6 出題された試験問題について教務会で審議し、是正が必要と認めるときは学科長より出題教員にその旨を通知し是正を勧告することができる。

（受験資格等）

第5条 次に掲げるものは試験を受験することができる。

- （１） 各科目の出席時数が所定の時間数を満たしていること。
- （２） 授業料を納入している者。
- 2 前項（１）の所定の時間数とは次に掲げる事項を言う。
  - （１） 各科目の出席時数が、授業時間数の三分の二以上出席していること。
  - （２） 通年にわたって実施される科目にあつては、前期の出席時数が三分の二未満であっても、後期の出席時数によって年間を通じて所定の時間数を満たす可能性がある場合は、前期の受験資格を与えることができる。
  - （３） 本校教育課程の実習科目及び実技科目は出席時数が五分の四以上を満たし、臨地実習（臨床実習を含む）では所定の時間数をすべて満たしていること。
- 3 前項2に該当しない者が受験したとき、原則として当該科目の単位認定は行わない。
- 4 前項2に該当する者が、教務会で認めた正当な事由により試験を受験できなかったときは、追試験受験資格を与えることができる。
- 5 追試験を受験しようとする者は、当該科目の定期試験日より10日以内に所定の用紙に必要事項を記入の上、学科長を経て校長の許可を受け、併せて受験票の交付を受けなければならない。
- 6 定期試験及び卒業試験で不合格となった者に対しては、原則として再試験を実施することができる。
- 7 再試験を受験しようとする者は所定の書式に必要事項を記入の上、別に定める受験料を併せて、受験以前の定められた期日までに納入し、受験票の交付を受けなければならない。
- 8 再試験の回数は1回を限度とする。
- 9 追試験を受験する者については受験料を徴収することがある。
- 10 追試験の回数は1回を限度とする。
- 11 再試験及び追試験の受験料は1回2,000円とする。
- 12 教務会は定期試験及び卒業試験の試験開始日の約1週間前までに受験資格の有無について審議、決定し、学科長が有資格者を公示する。
- 13 次の各号のいずれかに該当する場合には教務会の指示に従って各科で補習を開講する。
  - （１） 評点の学年平均点が60点未満の科目
  - （２） 補習を受ける者については、補習料1回2,000円を徴収することがある。

（試験時間及び試験監督等）

第6条 定期試験、再試験、追試験及び単位認定試験の時間は特別の定めがない限り50分間とする。

- 2 試験時間の15分未満の遅刻は認めることができる。
- 3 試験時間中の中途退出は予定試験時間の35分を越えた時点より許可することができる。
- 4 試験時間中、学生は試験監督者の指示に従うものとし、正当な理由なく指示に従わないときには

試験監督者は退出を命ずることができる。

- 5 前項4で退出を命じた際は速やかにその旨を所属する学科長まで報告しなければならない。
- 6 前項により報告を受けた学科長は速やかにその旨を校長に報告しなければならない。
- 7 試験監督者は試験開始に先立ち次に掲げる各号を学生に指示する。
  - (1) 机上右上に学生証を提示させること
  - (2) 学生の筆記用具以外の携帯品は教室後方に保管させること
  - (3) 学生を出席番号順に着席させ、試験監督者が必要と認めるときは、着席順の変更を指示すること。
  - (4) 携帯電話の電源を切らせること。
- 8 試験監督者は試験終了後、速やかに所定の試験監督報告書に必要事項を記入の上、担当者まで提出すること。
- 9 停学期間と試験期間が重なった場合は、当該学生は当該試験を別室で受験することができる。

(不正行為)

- 第7条 試験期間中の不正行為を現認した試験監督者は、直ちに当該受験生に対して受験の停止を命じ、退出させ、速やかにその旨を学科長まで口頭又は所定の書面で報告しなければならない。
- 2 口頭で報告した者は遅滞なく所定の書面に報告内容を記載の上、学科長まで提出しなければならない。
  - 3 不正行為をした者については教務会で審議の上、当該科目を零点とすることができる。
  - 4 不正行為をした者については、教務会で、その悪質性、重大性を総合的に勘案して、懲戒が必要と認めるときはその手続きを開始することができる。

(採点処理等)

- 第8条 学科長は試験終了後、遅滞なく出題教員に採点を依頼する。
- 2 採点を依頼された出題教員は指定の期日までに採点し、学科長まで提出する。
  - 3 学科長は当該学科の試験成績を確認の上取りまとめて統括し、これを管理する。

(試験成績の基準等)

- 第9条 試験成績の評価については次に掲げる各号を準用すること。
- (1) 試験成績は100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
  - (2) 成績評定は優(100～90点)、良(89～76点)、可(75～60点)、不可(60点未満)とする。
  - (3) 再試験に合格した場合の評点は60点とする。
  - (4) 追試験での評点は80点を上限とするが、試験を受験できなかった事由が公認欠席等、本人の責任によらない場合の評点は100点を上限とすることができる。

### 第3章 進級及び卒業の認定

(進級の認定基準)

- 第10条 教務会は以下に掲げる要件を満たした者の次の学年への進級について審議し、校長はこれ

を承認する。

- (1) 第1学年から第2学年への進級の際には、当該学年での未修得単位数が10単位以下であること。
  - (2) 歯科衛生学科 第2学年から第3学年への進級の際には、当該学年及び第1学年からの未修得単位数が合して10単位以下であること。
  - (3) スポーツ柔整学科 第2学年から第3学年への進級の際には、当該学年及び第1学年からの全単位を修得していること。未修得単位がある場合、進級を認めず原級留置とする。
- 2 進級を認められなかった者（単位の未修得が11単位以上等）は、当該年度の全科目を再履修しなければならない。

（卒業資格の認定基準）

第11条 教務会は次に掲げる者の卒業について審議する。

- (1) 歯科衛生学科の学生は、卒業試験を受験し、試験成績が60%以上の者。
- (2) スポーツ柔整学科の学生は、卒業試験を受験し、試験成績が必修問題80%以上及び一般問題60%以上の者。
- (3) 卒業試験受験時点で授業料等学納金を全て納めている者。

（卒業認定）

第12条 前条の卒業条件を満たした者については、教務会の議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 開講されるすべての授業科目の単位を3年次の時点で修得していない場合には卒業を認めず、原級留置とする。この場合、次年度は当該年次授業科目を再度履修することとする。
- 3 校長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（資格）

第13条 本校において取得できる資格は、歯科衛生士国家試験受験資格及び柔道整復師国家試験受験資格である。

附則

- 1 この施行細則は、平成21年 4月 1日より施行する。
- 1 この施行細則は、平成28年 4月 1日より施行する。
- 1 この施行細則は、平成30年11月20日より施行する。
- 1 この施行細則は、令和元年 7月 9日より施行する。
- 1 この施行細則は、令和 元年10月 1日より施行する。
- 1 令和元年3月24日施行細則第1号第10条  
この施行細則は、令和 2年 4月 1日より施行する。

1 令和元年3月24日施行細則第1号第3条

この施行細則は、令和 2年10月 1日より施行する。

1 この施行細則は、令和 4年 4月 1日より施行する。

1 この施行細則は、令和 5年 4月 1日より施行する。

1 この施行細則は、令和 6年 4月 1日より施行する。

## 施行細則第2号 学生準則

(八戸保健医療専門学校)

### 第1章 総則

第1条 この準則は、学則第1条に基づき、学生として守らなければならない事項を規定したものである。

第2条 学生は、本校学生としての自覚を持ち、学則、学生準則その他の規則を守り、自らの人間形成に努めなければならない。

### 第2章 誓約書、身元保証書及び保証人

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の様式により、誓約書を提出しなければならない。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の様式により、保証人1名が署名した身元保証書を、所定の窓口に学科長を経て提出しなければならない。

第4条 保証人は、原則として、入学を許可された者を保証出来る、独立して生計を営むものとする。

第5条 保証人は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- (1) 禁固刑以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人

第6条 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに新たな保証人を定めて所定の様式による保証人変更届を、所定の窓口に学科長を経て提出しなければならない。

第7条 保証人が転居した場合は、所定の様式による保証人変更届を、所定の窓口に学科長を経て提出しなければならない。

### 第3章 納付金

第8条 本校の入学金、授業料及び実習費は次のとおりとする。

(1) 歯科衛生士専門課程は、次のとおりとする。

入学検定料	15,000 円
入 学 金	200,000 円
授 業 料	600,000 円
実 習 費	第一学年 250,000 円 第二学年 300,000 円 第三学年 300,000 円
設備維持費	150,000 円

(2) 柔道整復師専門課程は次のとおりとする。

入学検定料	15,000 円
入 学 金	300,000 円
授 業 料	1,200,000 円

2 入学金、授業料及び実習費以外にかかる費用は次のとおりとする。

教科書費、教材、実習用白衣等は実費とする。

(教科書等、費用によっては毎年必要となる場合がある)

#### 第4章 学生証

第9条 学生は本校において交付する学生証を常に携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第10条 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときは、所定の窓口に返納しなければならない。

第11条 学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに所定の様式による学生証再交付願を、所定の窓口に学科長を経て提出し、再交付を受けなければならない。

#### 第5章 休学、退学、欠席、懲戒及び除籍

(休学)

第12条 学生は、疾病その他やむを得ない理由によって、休学しようとする場合は、休学願に診断書又はその理由を証する書類を添え、保証人と連署の上、所定の窓口に学科長を経て提出し、校長の許可を受けなければならない。

第13条 前項の学生が復学しようとする場合は所定の様式による復学願を、所定の窓口に学科長を経て提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学、懲戒、除籍)

第14条 学生が、退学しようとするときは、所定の様式による退学願を、所定の窓口に学科長を経て提出し、校長の許可を受けなければならない。

第15条 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対して退学を命ずることができる。

- (1) 規定した休学期間に復学の手続きをしない者
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者
- (3) 長期の欠席又は疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 禁固以上の刑に処せられた者

第16条 校長は前条に規定する者のほか、この規則に違反し、又は本校の秩序を乱した者その他学生としての本文に反する行為をした者に対して、懲戒が必要と認められるときは、退学、停学、又は訓告に処することができる。

第17条 校長は次の各号のいずれかに該当する者に対して除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者

(欠席、欠課、遅刻等)

第18条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に所定の様式による欠席(欠課、遅刻、早退)届を所定の窓口に学科長を経て提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得ることが出来なかった場合は、直ちに届出て承認

を受けなければならない。

- 2 疾病の為引き続いて1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添えるものとする。
- 3 授業時間の開始後30分以内に入室した場合は遅刻、それ以降に入室した場合は欠課とする。
- 4 授業時間の終了前30分以内に退室した場合は早退、それ以前に退室した場合は欠課とする。
- 5 遅刻および早退は併せて3回で欠課1回とする。
- 6 各授業科目の出席状況が3分の2（実習・実技科目は5分の4）に達しない者については、当該授業科目（定期試験）の受験資格を与えない。
- 7 各授業科目の出席状況が3分の2（実習・実技科目は5分の4）に達しない者に対して補講を行う場合がある。
- 8 前項の補講対象者に対して、補講料を徴収する場合がある。

第19条 父母又は近親者の喪に服する為に欠席するときは、所定の様式による忌引き願を、所定の窓口で学科長を経て提出しなければならない。

- 2 忌引きの期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母1日とする。

第20条 学生は、改姓その他一身上の異動があったときは、直ちに所定の様式による身上異動届を、所定の窓口で学科長を経て提出しなければならない。

第21条 学生は、所定の様式による住居届を、所定の窓口で学科長を経て提出しなければならない。

- 2 学生が、住居を変更する場合は、所定の様式による住居変更届を、所定の窓口で学科長を経て提出しなければならない。

## 第6章 通学

第22条 学生は、通学に関し原則的には公共の交通機関を使用すること。

- 2 公共の交通機関による通学が困難な場合の車両通学については別に定める。

## 第7章 服装

第23条 学生の服装は、清楚端正で華美にならぬものを着用し、上着に学校章をつけ通学するものとする。

- 2 実験、実技、実習の際は実習服を着用する。
- 3 臨地実習に向かう際は本校の指定する服装を着用する。

## 第8章 飲酒、喫煙の禁止

第24条 学生は、学校内及び学校敷地内での飲酒、喫煙をしてはならない。

- 2 成年に達した者についてもこれを許さない。

## 第9章 アルバイト

第25条 学生は、本来学業に専心すべきであって、アルバイトは望ましくない。やむを得ない事情によりアルバイトをする場合は、あらかじめ所定の様式によるアルバイト許可願を所定の窓口で学科長を経て提出しなければならない。

## 第10章 健康診断

第26条 学生は、毎年行われる定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第27条 校長は健康診断の結果、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

#### 第11章 奨学制度

第28条 学生は、日本学生支援機構（旧 日本育英会奨学金）に対して奨学金の申込みができる。

#### 第12章 印刷物の配布及び販売

第29条 学生が、校内において、または校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、あらかじめ所定の様式による印刷物配布・販売願を、所定の窓口に学科長を経て提出しなければならない。

#### 第13章 掲示等

第30条 学生が、校内において、または校外において本校名を使用して、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、あらかじめ所定の様式による掲示願を所定の窓口に学科長を経て提出し、その許可を受けなければならない。

2 校内に掲示するときには、本校の定める掲示場に、掲示しなければならない。

3 前項に違反した場合には、撤去する場合がある。

第31条 前条の掲示物は、掲示期間が経過したときは、直ちに撤去しなければならない。

#### 第14章 施設等の使用

第32条 学生が時間外に教員等の指導のもとに、実習室、実験室、視聴覚室、図書室等を使用しようとするときは、あらかじめ所定の様式による時間外在室願を所定の窓口に授業科目担当教員を経て提出し許可を受けなければならない。

2 前項に定めるほか、学生及び学生団体が、本校の施設、設備を使用しようとするときは、あらかじめ所定の様式による施設設備使用願を所定の窓口に学科長を経て提出し、その許可を受けなければならない。

#### 附則

1 この準則は、平成21年 4月 1日から施行する。

1 この準則は、平成28年 4月 1日から施行する。

1 令和元年12月1日施行細則第2号18条  
この準則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

1 この準則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

1 この準則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

## 施行細則第3号 委員会及び会議の運営に関する施行細則

(八戸保健医療専門学校)

### 第1章 総則

第1条 この施行細則は八戸保健医療専門学校（以下「本校」という）の学則第7条に基づいて設置された、組織、委員会、会議等が円滑に実施されることを目的として必要な事項を定める。

#### (組 織)

第2条 本校に学校運営委員会を置く。学校運営委員会の構成人員は理事長、校長、事務局長とし、学校運営会議を開催し、本校の重要事項を決定する。

第3条 本校に職員会を置く。職員会の構成人員は理事長、校長、学科長、事務局長とし、職員会議を開催し、学校運営に関することを決定する。

第4条 本校に教務会を置く。教務会の構成人員は理事長、校長、学科長、専任教員とし、教務会議を開催し、試験、評価、進級、卒業等の審議をする。

#### (会 議)

第5条 本校に講師連絡会議を置く。構成人員は職員会と非常勤講師とし、非常勤講師との定期又は不定期に会議を開催し業務連絡会議を行う。

第6条 本校に入学試験対策会議を置く。構成人員は職員会とし、入学試験に関する事項を決定する。

第7条 本校に実習施設連絡会議を置く。構成人員は職員会と実習施設代表者とし、定期または不定期に会議を開催し、臨地実習に関する事項を決定する。

#### (その他)

第8条 校長が必要と認めるときは他に委員会、連絡会及び会議を設置することができる。

### 附則

1 この施行細則は平成21年 4月 1日より施行する。

1 この施行細則は平成28年 4月 1日より施行する。

1 この成功細則は令和 6年 4月 1日より施行する。